

知的財産権入門

——景観デザインにたずさわる人のために——

砂場 哲郎*

1. はじめに

従来、橋やダムに代表される土木構造物は、社会的認知度の高い工学分野の成果でありながら、「知的財産権」の保護対象としては、十分な位置づけがなされていなかったと言えます。

その理由のひとつに、土木部門では、公共工事の占める割合が大きいことがあります。今まで公共工事では、技術開発の成果が企業間競争の切り札として使用されることがほとんどなく、このため、技術開発の成果を保全するための手段としての「特許」が有効に機能していないという状況が長く続いてきました。いきおい工業所有権に対する認識が他の業種より遅れがちになったことは否定できません。

また、トンネルや水路のように構造物としての機能が発揮されれば、その構造物の存在価値が十分満たされるというものも多々あります。このような構造物は、芸術的創作の所産を保護するという著作権法上の保護対象にもなり得ませんでした。

これに対して隅田川震災復興橋梁群のように、今なお十分な機能を果たすとともに、新たに整備された水辺の施設と融合した環境を生み出し、高い美的創作性を保っている構造物も存在します。また、近年、橋のほか、親水護岸施設等を含むウォーターフロント開発では景観デ

ザインを重視した設計も多く見られるようになってきました。この結果、実際的な機能面のみが強調されていた土木構造物のイメージも変化しつつあるようです。

このようなことを背景として、景観デザインを専門とするエンジニアの中に、自らの創造的なエネルギーを發揮した成果である橋のデザイン自体を有効な形で保全したいという機運が高まってきました。これは高名な建築家や設計集団の残した建築デザイン群が後世に確実に引き継がれているという事実と呼応しているのかも知れません。しかし、どうも土木技術者という立場上、芸術的な所産を生み出したと主張しにくいという心境もあるようです。

本稿では、これらの状況を踏まえ、橋の景観デザインに携わるエンジニア、デザイナーに知っておいて欲しい「知的財産権」の全体像を概説し、さらに特集テーマである「橋と景観」にふさわしい材料をもとに話を進めたいたいと思います。

2. 知的財産権の全体像¹⁾

2.1 知的財産権とは

日常生活において、財産として知られている土地や種々の金品は、その所有権が、民法上、保護されていくことはご存知のとおりです。また、今日のように各方面に関しての情報が豊富になり、その情報の内容や情報により得た信用等の価値が問われる時代では、それらの情報や信用を貴重な財産としてとらえるべきであるという考えが定着してきました。

たとえば、この種の財産には技術的な開発成果、営業上の信用、芸術的な作品成果等が含まれています。これらは土地等と異なり、無体の財産ですが、正当なものであるならば、土地等の有体の財産と同様に他人から確実に保護されるべきなのです。そこで、このような人の精神的創作活動の成果や営業上の努力により得た成果も財産としてとらえ、これらの権利（知的財産権）を保護する法律の総称としての知的財産権法の存在がクローズアップされるようになってきました。



* Tetsuro SUNABA
砂場特許事務所
弁理士

なお、「知的財産権」と「知的所有権」という語とは同一の原語に対しての翻訳語としての差であり、内容的には同義の語として考えて差し支えありません。

図-1は、知的財産権を保護する主な知的財産権法の構成をそれぞれの保護対象との関係で分かるように示したもので、工業所有権と著作権についてその概略を説明しましょう。

2.2 工業所有権について

(1) 工業所有権の種類

従来より特許法、実用新案法、意匠法、商標法の4法

を工業所有権法と総称していました。図-1の構成とは異なりますが、工業所有権と言えば現在でも狭義の意味でこの4法を指すのが一般的です。表-1は工業所有権の各法の保護対象の法上の定義と実例とを分かりやすく示した比較表です²⁾。

4法のうち、特許法、実用新案法、意匠法は発明、考案、意匠を創作した者の成果を保護することを目的としています。これに対して商標法は商標を使用して得た営業上の信用を保護することを目的としています。このため両者は保護の形態が若干異なっています。

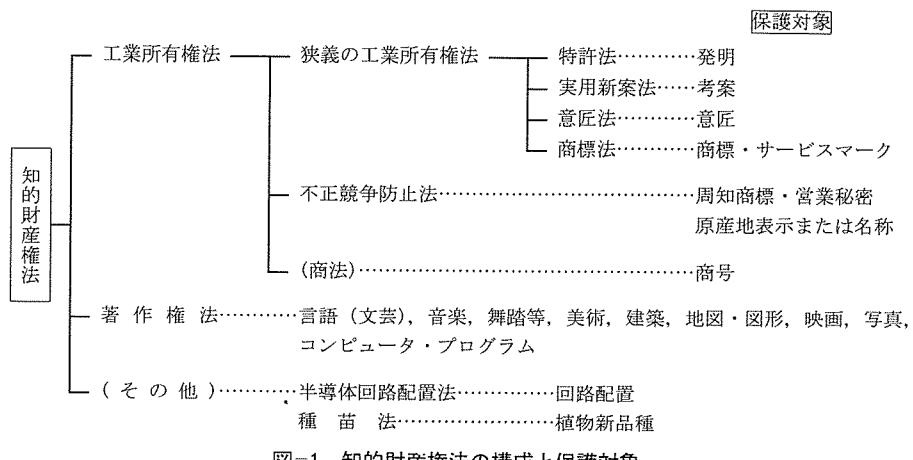


図-1 知的財産権法の構成と保護対象

表-1 工業所有権法による保護対象

権利の種類 (保護対象)	定義	電話器の実例	万年筆の実例
特許権 (発明)	自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの(特許法第2条)	電磁気を応用して、はじめて電話器を考えたような発明	インクをそのつどつけながら書くペンしかなかった時代に、ペン軸にインクを保有した万年筆を考えたような発明
実用新案権 (考案)	自然法則を利用した技術的思想の創作であって、物品の形状、構造又は組合せに係るもの(実用新案法第2条、第3条)	送話器と受話器が別々に備えつけられていたのを一体とし、便利にしたような形や構造などに関する考案	インクを注入する手段に、ゴム製のスポイトをとりつけたもの、あるいは、胸のポケットにさせるようにクリップを設けたもの等
意匠権 (意匠)	物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって視覚を通じて美感を起こさせるもの(意匠法第2条)	卓上電話器を半球状のスマートな型にしたような形や模様、色彩に関するデザイン	クリップ部を矢形のスマートな型にしたデザイン、あるいは全体がスマートな流線型のデザイン等
商標権 (商標)	文字、图形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であって、業として商品を生産し加工し証明し又は譲渡する者がその商品について使用するもの(商標法第2条)	電話器のメーカーが、自社製品の信用保持などのため、製品や包装などに表示するマーク	万年筆のメーカーが自社製品の信用保持などのため、製品や包装などに表示するマーク

本稿の性格上、前者についての説明を行います。

(2) 各法の法目的

特許法、実用新案法の目的は、新規で産業上有用な技術的創作である発明、考案を開示した出願人に公開の代償として有限な期間にわたり独占的排他権としての特許権、実用新案権を付与し、存続期間経過後は一般公衆の自由実施を認め、それにより広く産業の発達を図ることにあります。このように特許法、実用新案法は法目的が一致しており、従来は保護対象や権利の存続期間に差があった程度でしたが、実用新案法の改正に伴い、法体系が大きく異なるようになりました。

一方、意匠法は新規な美的創作である意匠（デザイン）を創作した者に有限期間の意匠権を付与する旨、規定しています。

(3) 権利の重畠的保護

工業所有権では各法で規定された要件を満たしていれば、同一の保護対象について各法域ごとに独占的排他権が発生します。表-1からも複数の工業所有権が一つの製品を対象として重畠的に付与され得ることが理解できます。すなわち1台の電話器に4種類の工業所有権が少なくとも4個以上付与されることもあるわけです。

今まで世の中に回っていましたパイオニア的な製品では、技術的な原理の開発、構造機能上のディテール決定、製品全体のデザイン決定、商品としてのネーミング等の複数の作業が商品化に向けてわずかな時間差をもって進められています。このため、各権利取得のための登録手続が相次いで行われ、それぞれが権利化されることも良くあります。

2.3 特許権について

特許権は、特許法で規定された特許要件を備えた発明に付与される独占的排他権です。

発明の法上の定義は表-1にありますが、一般に「発明」とはある産業分野において、技術的な問題（課題）が存在しており、その問題を解決するために考え出された具体的な解決手段であると言えます。その問題が解決されることにより従来の状況に比べ、格別な効果が発揮され、状況は大いに改善されるわけです。実際、特許権を取得するための書類である明細書にはこの「問題」を解決するための手段の具体的な内容（これを「発明の構成」といいます）を詳細に記載することになります。このとき明細書の記載中で一番大切なことは、特許権を付与して欲しいという技術的な範囲が明細書の「特許請求の範囲」の欄に正確にかつ過度の限定なく書かれていることです。

このためには明細書の作成において、発明の内容を熟知した発明者と、その特許の企業内での位置づけを知る特許担当者と、法律の専門家である弁理士とが十分な吟味を行なうことが重要です。

そして、特許権を得るために特許要件といふいくつかのハードルを越えなくてはなりません。基本的には対象である発明を創作するうえで従来の技術から十分な困難性を伴ったかが問われます。なお、すでに存在している技術と同一な内容の発明は特許されないことは言うまでもありません。

2.4 改正された実用新案法について³⁾

平成6年1月に実用新案法の大幅な改正が行われました。話題性のある事項ですので、改正された実用新案法の特色を簡単に述べておきます。

従来より、実用新案法は物品の形状、構造等に関する改良等である考案を保護対象としてきました。このため実用新案は特許より難易性の低い、いわば小発明の保護にふさわしいと認識されてきました。

また、この実用新案制度は、永年その存否が問われ、その意義について数々の検討が加えられてきました。そして今回の改正により考案の早期実施（製品化）の要請、ライフサイクルの短い技術の適切な保護の要請に応えるため、法体系の従来の審査主義から無審査主義へと転換させることになりました。すなわち、実用新案として出願されたものは、出願の形式等の方式審査と基礎的要件審査を行った後に、考案の内容に係わる実体的な審査を行わずに登録されます。この結果、出願からおよそ6ヶ月で権利を得ることができます。この結果、出願からおよそ6ヶ月で権利を得ることができます。権利の内容は先ほどと同様の独占的排他権です。しかし、これでは一方的に権利者が有利であり、他者とのバランスがとれません。そこで、考案の内容についての有効性を評価した技術評価書（特許庁の審査官が評価をします）を提示して警告した後でなければ、実用新案権の権利行使ができないような制度をリンクさせました。したがって、対象の考案が技術的に妥当な内容との評価を得なければ、権利行使することは難しくなりました。

さらに、保護対象である技術のライフサイクルが短いという前提にたち、権利存続期間を出願日から6年間としました。今年に入っての実用新案についての出願は、上半期で前年同月比20%以下になりました。

この改正の成否の判断は制度が安定して運用されるようになってから、明らかにされるでしょう。

2.5 意匠権について⁴⁾

意匠権は、特許権と同様の独占的排他権です。工業上利用性、新規性、創作性等の登録要件を備えた意匠に付与されます。意匠は「デザイン」と訳されるわけですから、橋のデザインの保護に最もふさわしい権利ではないかと思われるかもしれません。ところで、意匠は市場に流通する「物品」に付されることが必要で、絵画のような一品製作される美術品は保護対象外とされています。

す。そこで、以後では橋のデザインが意匠法で保護できるかについて、実例を挙げて検証したいと思います。

2.6 著作権について^{5),6),7)}

(1) 著作権法の法目的

著作権法の法目的は、要約すると、「著作物に関する著作者等の権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用と、著作権者等の権利の保護とを図り、文化の発展に寄与すること」にあります。このように著作権法は、工業所有権法のような産業の発達に寄与するという産業保護法ではなく、人の社会への文化的寄与に対する保護法としての位置づけがなされています。

(2) 著作物の種類

著作権法で保護される著作物は、法上「思想、感情を創作的に外部に表現した文芸、学術、美術、音楽の範囲に属するもの」と定義されています。法上、著作物として例示列举されているものには、以下のものがあります（著作権法（以下、著と記す。）10条各号）。

- 言語著作物、音楽著作物、舞踊等著作物、美術著作物、建築著作物、地図・図形著作物、映画著作物、写真著作物、コンピュータ・プログラム著作物

（このうち建築著作物については後に詳述します。）

しかし、法上の定義を現実の対象に照らした場合、例示のいずれの著作物に該当するものなのか、ボーダーラインがどの辺なのかを判断するのは、非常に困難だといわれています。なお、特許法上の発明のような技術的的思想（アイデア）は外部に表現された表現物ではないので著作物とは言えません。

(3) 権利の性格

著作権法は著作者の権利を「著作権」と「著作者人格権」とに分けて規定しています。法上「著作権」と規定されている権利はいわば著作財産権で、この権利が著作者に付与された財産権的性格の部分で、他人に譲渡可能な権利です。

また、この著作権は権利の利用形態により細分化され、複製権、上演・演奏権、放送権、…、展示権等の種々の権利（権能）が法上認められています（著21条以下）。著作権はこれらの「権利の束」であるということができます。

これらの権利は出版や放送のようなマスメディアを意識して規定されているようにも感じられますが、特に建築著作物の特異性を考慮して建築著作物に関しては、「建築に関する設計図書に従って建築物を完成すること」を複製という行為と規定しています（著10条15号口項）。

一方、著作者人格権は、著作者の名誉を保持するために規定された公表権、氏名表示権、同一性保持権から成り立っています。権利の性格上、他人に譲渡することは

できません。

(4) 権利の発生

工業所有権は出願されたものに対して所定の要件の審査を行い、要件を満たすものを登録し、そこで初めて権利が発生します。一方、著作権法は無方式主義を採用しており、著作物としての創作が外部に対して表現された段階で権利が発生するとしています。したがって、権利発生に関しては、著作権登録を要件としていません。

(5) 著作者、著作権者

まず、第一に著作権者は著作を行った者、著作者です。幼稚園児が書いた絵の著作者はその子、本人です。そしてその絵に関する著作権がその子からある出版社に譲渡された場合にも、著作者人格権は引き続きその子に残ります。すなわち、著作権者は変わり得ますが、著作者は永久に変わることはありません。

企業等の法人も著作者になることができます。著15条において、一定の要件の下で、契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等を著作者とすることが認められます。法人著作は、法人等に属する多数のメンバーがその著作に係わり、職務上共同作業で創作がなされた場合や、各人の全体に対する関与の度合いが判然としないような場合を予定して規定されていると言えます。

また、雇用契約等に基づき労務を提供する者が職務として著作物の作成を行うとき、この著作行為を職務著作といいます。職務著作であって、法人著作の要件を満たしている場合には、法人名で著作者表示がなされます。TV タイトルで「NHK 制作・著作」等とあるのが、これに当たります。

(6) 著作権の保護期間

著作権の保護期間は創作の時から著作者の死後 50 年までです。法人著作等の場合には公表の時から 50 年であり、その他主体、客体の相違により期間算定の基準が種々ありますが、原則は以上の期間です。

(7) 著作権の侵害

著作権の侵害に対しては、差止請求、損害賠償請求、名誉回復措置請求、不当利得返還請求等の権利行使が可能で、工業所有権の場合とほぼ同様です。

3. デザインを保護する知的財産権

3.1 保護対象としての景観デザイン

発明は、技術的構造の創作であるため、発明の対象が装置や構造物であっても、装置等の外観形状のデザインは、その装置等の固有の機能、作用に起因したものでなければ特許性の判断には無関係でした。しかし、近年、建築物の形状等に基づいて、技術的な問題点（風害、日照、施工性、コスト等）を解決したとして、形状や配列

等の意匠的要素の強い発明について特許出願をするケースも現れてきました⁸⁾。しかし、これらの出願は、特許されたとしてもその権利は建築物のデザインとしての審美的な価値に付与されたのではありません。あくまでも技術的な解決策としての発明の構成に価値が認められたものなのです。

それでは、なぜ出願人は建築物のデザインを意匠出願とせずに、特許出願として取り扱ったのでしょうか？

それは、意匠法が保護対象である意匠を、市場流通過程にのる「物品」であることと規定しているためです。

「物品」とは不動産以外の有体物をさし、土地や土地に定着している物は物品とみなされません。たとえば、土地自体の形態を構成する庭園、道路、また土地上に存在して意味をもつ建築物（当然、各種土木構造物もこの範疇に入ります）は意匠法上の物品に該当しないことになり、意匠法による保護を受けることができません。このため、前述の建築物の形状を技術的に解釈して発明としてとらえ、特許出願したものと推察できます。これは、建築物を設計した企業の工業所有権に対する戦略上の問題であり、建築物のデザインを正当に保護しようという姿勢ではないかもしれません。

3.2 デザイン保護と意匠権・著作権⁹⁾

今のところ、意匠（デザイン）を保護すると明示している法律は意匠法と著作権法の2法のみといえます。なお、商品の形態（デザイン）の模倣行為が、商品の主体を混同させるような行為に至るような場合には不正競争防止法が適用されますが、形態の保護に関する特殊なケースとしてとらえて良いでしょう。

それでは、意匠法と著作権法の2法間での保護関係はどうなっているかというと、この問題に関しては過去に種々の判例があり、意匠法でのみ保護されるデザイン、著作権法のみで保護されるデザイン、両方で重畠的に保護され得るデザインと様々です。

本稿では橋等の土木構造物の景観デザインは、これらによってどの程度まで保護されるかを過去の例を参考に検証するにとどめます。しかし、いくつかの具体例を参考にすることで保護を求めているデザインがどのように取り扱われ得るかという一応の線を見い出せるようにしたいと思います。

3.3 意匠法による保護

（1）保護される意匠

先ほど述べたように不動産は物品として認められないことになると、橋は土地定着物ですから、橋そのものは意匠法による保護を受けることはできません。しかし、実務では最終の使用態様が土地に定着して不動産となるものでも、その生産流通過程で動産としての性格を有するものであれば、法上の物品と解されるとしています。そこ

で、次のような意匠が登録され得ることになります。

（2）登録意匠の具体例

図-2～図-5はこのボーダーライン上で意匠登録された例を示したものです。図-2の送電鉄塔は、所定のブロックが工場製作され、現地に搬入されて組み立てられ、土地定着物となるものと思われます。また、単なるトラス構造のような機能的な構成でなく、全体がスリムなX字形をなし、これが美感を起こさせると認められました。図-3は鉄道用架線柱の例です。やや装飾的要素の強い意匠ですが、送電鉄塔と同様に土地定着物でありながら、登録された例です。

図-4はPC橋等のプレキャストブロックキャンチレバー工法のプレキャストブロックが意匠登録された例を示したものです。本例では「橋梁用セグメント」という

〔登録意匠 603433〕

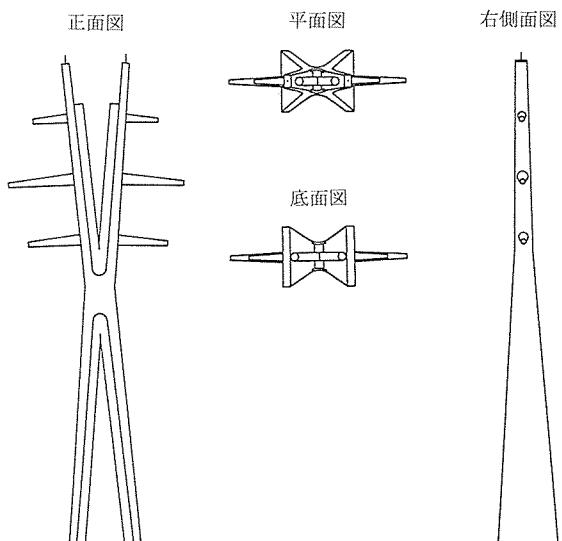


図-2 送電鉄塔

〔登録意匠 892392〕

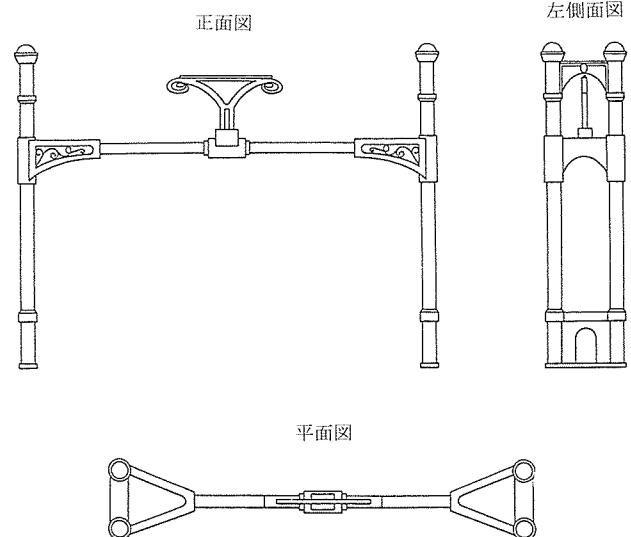


図-3 鉄道用架線柱

[登録意匠 793699]

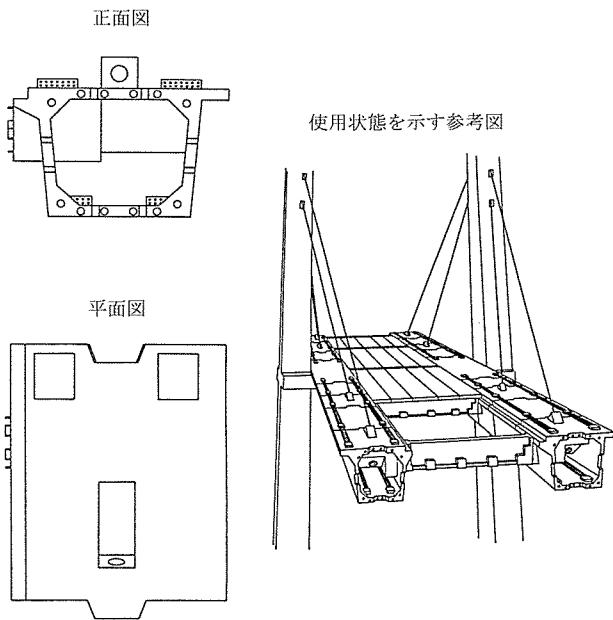


図-4 橋梁用セグメント

[登録意匠 655659]

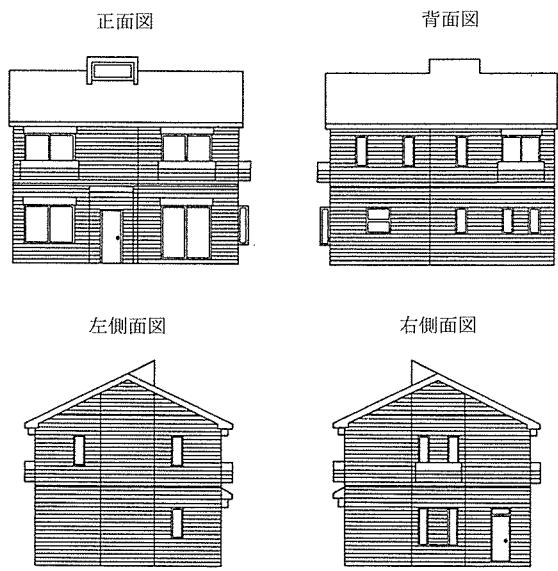


図-5 組立家屋

物品として登録されています。ブロック内にはステイの定着部が形成されていますが、この部分の形状は力学的見地から決定されたもので、PC橋のプレキャストブロックとしては一般的な形状であり、橋梁工学的に工夫が凝らしてあるとしても、審美的な印象を受け、美観を起こさせる程のものとは思えません。しかし、意匠権がありますので、同一または類似の形状のプレキャストブロックを使用して架橋工事を行った場合、意匠権の侵害となります。

さらに、物品のボーダーラインを知るために、図-5

を載せます。この登録意匠は組立住宅として登録された例です。近年、広く普及しているプレファブ構造住宅は、このタイプのものですが、このような住宅も「組立家屋」という物品としてなら登録され得るという例です。意匠公報では1,2階の間取り図も示されており、「組立」という概念を越えた土地定着物そのものが表現されています。この例からすると、鋼製やプレキャストコンクリート製の人道橋規模の橋であれば、意匠登録されるのではという感じがします。意匠法で例示された物品には「組立橋りょう」もあり、登録の可能性は十分あるでしょう。

なお、いずれの意匠も量産可能な物品として判断されていることに注意する必要があります。一品製作の現場打ちコンクリート橋の場合、量産性がなく、流通過程に乗らないとして物品性が否定されます。

3.4 著作権法による保護^{10),11)}

(1) 保護される著作物—建築著作物を中心として一法上、著作権法で保護される著作物として建築の著作物があることはすでに述べました。なお、法文上は建築の著作物とされていますが、土木の著作物もこの定義を類推適用して扱うことになります。

さて、すべての建築物（土木工作物）が建築著作物に該当するわけではないことは、今までの展開から推察できると思います。この場合もそのボーダーラインは微妙ですが、過去の判例の蓄積によりその外延が定まっています。たとえば、画一的な間取りの一般住宅や、土木構造物標準設計にあるような擁壁構造やプレートガーダー橋は、建築著作物とは言えません。

しかし、本特集で取り上げられるような橋はそのほとんどが、単に実用本位で設計されたものでなく、基本となる構造の機能美に加え、周辺環境との調和にまで配慮されて完成されたものでしょう。たとえば、橋の側面からの美観が桁の形状、連続性、そして桁に沿って配される高欄とのバランスから成り立つものだとすれば、まず橋の連続性、周辺の環境を考慮して桁の形状が決定され、さらに高欄の形状が強度、安全性、用途を越えて橋全体としての調和を重視して選定されたのですから、そこには明らかにデザイナーの美的精神活動の成果が表現されているといえます。

ところで、最近のように橋のデザインのマニュアル化が進んでくると、デザインが高レベルで平準化し、模倣と言えないまでも類似の意匠が頻出することが予想されます。この結果、芸術性の範疇をより特異な形態に追いやる、芸術性を備えたと判断できる橋の著作物性のレベルが変化することもあり得ます。このため、洗練されたデザインではあるが、オーソドックスなフォルムに落ちついたような橋では、そのデザインは実用性追求の結果

としか評価されず、著作物として認められなくなるという痛し痒しの現象が起ることも考えられます。

(2) 建築物と設計図との関係¹²⁾

—複製行為とは—

建築の著作物とは完成した建築物をさし、これに対しして設計図は学術的な性質を有する図面として図形の著作物に入るとされています。また、橋のイメージを描いたスケッチ画は、美術著作物として扱われます。この場合、他人が橋のスケッチをそのまま複製することは認められません。しかし、このスケッチ画をもとに技術者としての知識と経験とを駆使して具体的な橋の設計図を完成させたとします。そうなると、そこには複製行為は存在せず、その技術者のなした成果としての図形著作物が成立します。このように著作権は意匠権と異なり、相対的な財産権であるため、模倣、複製を越えた創作性が認められれば、ごく似た権利が併存することもあり得るわけです。

また、建築物は設計図に基づき完成されるのですが、法は設計図に従って建築物を完成させる行為を複製であるとし、複製では変形を加えることを認めていません。すなわち、設計図は現実の予定されている建築物を忠実に表現したものですから、現実の建築物がまだ存在していないなくても、その設計図に従って建築物を完成させれば、建築物の複製行為があつたことになります。

このように建築の著作物の場合には、設計図から現実の建築物を完成させる過程で、著作者である建築家等から著者権を譲渡された建築主（発注者）が建築家等に無断で設計図書の内容を変更して施工を行ったような場合（著作物の複製行為が行われた場合）に、著作権に関わる種々の問題が発生します。たとえば、前述のように著作者である建築家やデザイナーには著作者人格権としての同一性保持権が認められており、建築家、デザイナー側には当初のデザインと完成建築物との同一性保持を主張する権利が認められます。

なお、完成後の建築物については、所有者の処分機能が著作者人格権に優先し、修理、改築、増築等においては同一性保持権が制限され、所有者の自由実施が可能になります。

以上の議論は著作物性を有する橋等の土木構造物にそのままあてはまる事例ですので、そのような読み替えをして解釈してくださって結構です。

4. 設計業務を行ううえでの知的財産権の活用

4.1 設計業務形態の違いによる著作権の取扱い

筆者は、土木建築分野における設計業務委託契約の実務について明るくないため、一般的なケースを想定した場合について述べますが、実際の契約締結に際しては、

発注者、デザイナーの所属する企業の法務担当あるいは弁護士等を交え、契約内容についての疑義を解消しておくべきであることはいうまでもありません。

① 設計委託契約に基づいて設計が行われる場合

設計業務委託契約では、契約書に記載された著作権の移転の約定に基づいて著作権の処理がなされます。法律上、原則は先に述べたように著作権、著作者人格権はともに現に設計したデザイナーに帰属しています。しかし、この原則に割って契約の内容が優先することになり、著作権（著作財産権）は一定の対価（報酬）をもって帰属が発注者に移転します。しかし、著作者人格権は依然として著作者であるデザイナー側にあります。したがって、著作者人格権である著作者表示、同一性保持について新たな著作権者である発注者に対して権利の主張が認められます。

残念ながら、現状ではこの種の業務の成立上、契約内容に片務的な傾向があり、発注者の業務遂行の便宜が優先し、著作者人格権が認められない場合も多々あります。将来にわたり、このような状況を変えていくためには、設計を行ったデザイナーに引き続き実施設計、監理の機能が何らかの形で与えられるような体制づくりが望まれます。

② 設計コンペに参加した作品の取扱い¹³⁾

近年、土木分野においても景観やデザインを重視した施設を対象として、設計コンペが行われるようになりました。設計コンペでは、従来の設計委託業務に比べ、デザイナーの力量がそのまま問われるわけですから、その作品の出来映えも一段と高いものが集まることが予想され、著作権の帰属への関心も強くなると思われます。

設計コンペでは、一般に詳細な応募要項が配布されますが、この中で著作権の取扱いについて明記されているのが一般的です。

通常の応募要項では、著作権は応募者に属し、主催者は応募作品についての公表の権利のみ有すると規定されています。また、当選作品については、当該当選作品のデザイナーに設計・監理を委託する旨、また当選作品を基本設計とした実施設計委託を行う旨等が明示されています。このように応募作品と当選作品とでは著作物である提出図書に対する扱いが異なることを受けて、著作権の活用のされ方も異なっています。

たとえば、応募作品の著作者であるデザイナーには、著作者人格権が確保されていますので、当選しなかった場合等に、公表によるアイデア流出防止のために応募作品の公開を拒否することも可能です。

一方、当選作品については、当選作品のプライオリティーとして実施化の途が開かれますが、この際、相当の対価をもって著作権も移転すると考えられます。しか

し、著作者人格権である同一性保持権のもと、発注者の一方的な設計変更を阻止することができます。実際的には両者協議のうえ、設計変更が進められるのはやむを得ないかもしれません。

なお、いずれの業務形態の場合にも、著作者表示権のもと、設計者、デザイナーとしての氏名の表示が約束されています。この場合、それぞれの設計行為は業務上の成果であるため、法人著作としての要件を備える場合がほとんどだと思われます。このため著作者としては企業名のみが記されるのが一般的です。このような場合でも、使用者である企業と現実に著作したデザイナーとの間で別段の定めを設けることで、個人名をデザイン対象である構造物等に残すことも可能です。

4.2 保護の程度による知的財産権の活用のしかた

デザインを保護するという意味をどうとらえるかにより、知的財産権も活用のしかたも異なってきます。たとえば、以下のような目的をもってデザインを保護しようと考えている企業があるとします。

- ① デザインの安易な模倣、盗用の防止
- ② デザイナーの名誉権の保持、設計活動におけるモラールの向上
- ③ 企業としての利益追求

それぞれのケースについて簡単にコメントしておきましょう。

(1) ①についての対応

●著作権による保護

まず、デザインの模倣、盗用を防止するためには、設計図書に著作者名等の情報を明示しておくことが重要です。我が国では、無方式主義に基づき、創作表現の完成と同時に著作権が発生しますから、©(丸Cマーク)等の表示は必要としません。

一方、実際に造られた橋等の建築物（土木構造物）が著作物であるためには、前述のように芸術としての創作性（著作物性）が問われます。ところが、この著作物性は、建築著作物が模倣された（著作権が侵害された）として裁判を起こし、その裁判の過程で初めて、その有無が問われます。

いざれにしろ、模倣、盗用は現実に発生して裁判に持ち込まれなければ、保護が期待できないので、保護の態様としては速効性はありません。

●意匠権による保護

対象となる建築物（構造物）に量産性が見込まれ、物品性がある場合には意匠登録出願により意匠権を獲得することが、模倣、盗用防止に絶大な効果があります。

しかし、意匠権をはじめとする工業所有権は権利取得後、権利維持のための費用が発生しますので、むやみに権利取得を図るのではなく、模倣発生の可能性を検討

[登録意匠 663434]

左侧面図

使用状態を示す参考図

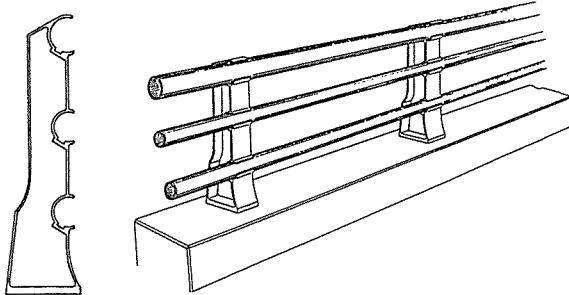


図-6 高欄用支柱

[登録意匠 655880]

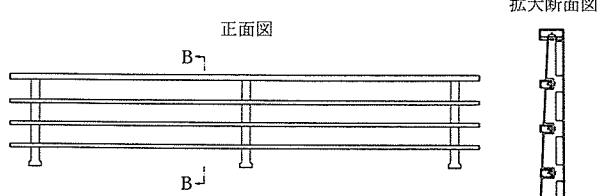


図-7 高欄

し、そのうえで権利取得が必要かという判断も必要です。

デザインの対象が橋の場合には、プレキャスト橋そのもののほか、審美的な評価を得られるような親柱、高欄等については意匠権の登録可能性があります。たとえば、図-6、7に示したような素人には普通の高欄と思えるものにも意匠権があり、保護が図られています。

ところで、このような高欄はデザイナーが何となく採用してしまいそうな意匠です。この種の意匠権が数多く取得されている土木建築資材、景観資材の製品分野では、意外なところ（企業等）から意匠権侵害の警告を受けることもあり得るので、自らが工業所有権の侵害者とならないよう注意も必要です。

(2) ②についての対応

著作者の氏名を積極的に残すことは、デザイナーの著作者としての名誉権を保護したり、今後の設計活動に対するモラールの向上のために価値のあることです。また、その行為自体も著作者人格権で認められています。

著作者の氏名はデザインした橋の銘板等に名が刻まれるとともに、その橋の写真が雑誌等に掲載された場合には、著作者として氏名掲載が認められます。また、氏名の表示を拒否する権利も同等に認められています。

なお、法人著作の場合には、一般にデザインした企業名が表示されることになりますが、デザイナー個人やグループの創作行為を尊重する姿勢をもつ企業では、著作者として、企業名とデザイナーの氏名等が併せて表示され得ることも考えられます。

(3) ③についての対応

今までにほとんどなかったケースですが、企業活動の成果としての景観デザインを積極的に権利化し、これにより利益追求を進めるという企業姿勢も今後はあり得るでしょう。なお、発明に対して付与される特許権に対してはこのような企業姿勢が如実に現れています。

●工業所有権による保護

前述のように工業所有権は独占的排他権であるため、実際に権利侵害が確認された場合や予想される場合には、差止請求権等の迅速で強力な民事上の救済を受けることができるとともに、刑事上の救済も認められています。このため、デザインの対象となる橋や建築物に関して意匠権や特許権、実用新案権を重畳的に取得し、より強力な権利群とすることも可能です。

著作権は、個人の創造的活動の所産である著作物としてデザインを模倣、盗用等の行為から有効に保護し、文化的な成果を保全することを主目的として存在しているので、保護の速効性は期待できないのですが、これに対して工業所有権では企業活動に直結した速効性のある法的効果が得られます。

残念ながら、現行法上、景観デザインそのものが意匠権で保護されるには、前述のようにかなりの制約があることは事実です。また、景観デザインについて特許権を取得するというスタンスには、デザイン保護というより知的財産権に対する企業戦略的な意味合いがあると考えるべきです。

5. おわりに

今まで建築物の著作権に関する判例は少なく、また本稿を執筆するに当たり、トピックとして直接取り上げられるような景観デザインに関わる判例も見つけること

ができませんでした。しかしながら、関係者の意識の高まりにより近い将来、この分野においても知的財産権に関するトラブルの発生が必ず起こると言っても良いでしょう。そのようなトラブルを生じさせないために、また当事者となった場合にも有効な対処がとれるようにしておくことが必要です。

他方、日常の身の回りにおいては、ブランド物のコピー商品やソフトウェアの違法コピーの摘発等の知的財産権に関わる興味ある事件が頻繁に起こっています。このような事件の動向にアンテナを向けることも知的財産権に対する知識、興味を深める良い手段ではと思います。

参考文献・引用文献

- 1) 小野昌延：知的財産法入門，有斐閣，1994. 4
- 2) 特許庁：特許行政の現状，pp. 20～21，1989
- 3) 特許庁編著：改正特許法・実用新案法解説，pp. 70～，有斐閣，1993. 12
- 4) 斎藤暎二：意匠法概説，有斐閣，1991. 4
- 5) 清水幸雄編著：著作権実務百科，学陽書房，1993. 5
- 6) 半田正夫：著作権法概説，一粒社，1994. 5
- 7) 半田正夫・紋谷暢男編：著作権のノウハウ〔新装第4版〕，有斐閣，1990. 10
- 8) 川村ほか：意匠系特許の実態，日経アーキテクチャー，pp. 92～113，日経BP社，1994. 2. 14
- 9) 播磨良承：デザインの保護，pp. 58～，六法出版社，1985. 4
- 10) 久々漆伸一：建築，pp. 5-2～5-26，著作権実務百科(既出)
- 11) 岡邦俊：著作権の法廷，pp. 109～128，ぎょうせい，1993. 4
- 12) 平島ほか：土木の知的所有権を考える，日経コンストラクション，pp. 24～29，日経BP社，1993. 8. 13
- 13) 畠中ほか：実践 土木コンペ講座，日経コンストラクション，pp. 12～32，日経BP社，1993. 10. 8

【1994年8月22日受付】